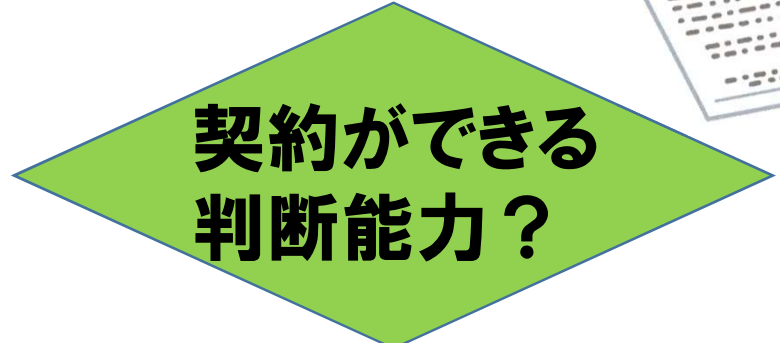






# 成年後見制度の種類

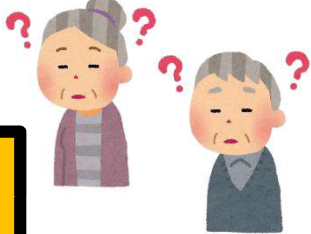


すでに  
認知症等  
(ない)

一人暮らしの方等  
(ある)



**法定後見**



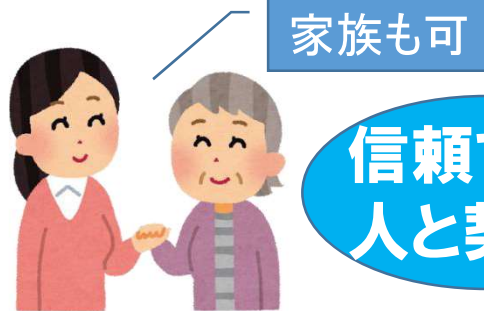
本人住所地の家庭裁判所へ  
後見人等の選任申立て

↓ (選任まで3~4ヶ月)

後見人等が選任されたら、  
すぐ後見業務が開始され  
ます

誰が選任さ  
れるか不明

**任意後見**



最寄りの公証役場で  
任意後見契約を締結

(本人が認知症発症) ↓

任意後見監督人が選任  
されると後見業務が開始  
されます

## 成年後見制度を利用する際の注意点

1. **法定後見の場合、後見人等就任までに4月～6月かかります**
2. **家族であっても、本人の財産に一切タッチできなくなります**  
後見人等に本人の**お金の無心**や**借金の申込**をすると拒否します。  
後見人等は本人の「家族のための代理人ではない」ということです。
3. **原則として、本人が死亡するまで後見人等が就任します**  
本人が認知症で遺産分割協議に参加できないため、本人の代理人として選任申立てした後見人等でも、それ以降ずっと就任します。
4. **後見人等(監督人含む)へ報酬を支払う必要があります**  
後見人等の管理下にある本人の預貯金口座から支払いを受けます。

## 成年後見人等には誰が選任されるのか

	後見人を選任する人	後見人に選任される人(なれる人)
<b>法定後見</b>	<b>家庭裁判所</b> (本人の状態、財産額等一切の事情を考慮して選任)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>専門職後見人</b>(司法書士、弁護士、社会福祉士、行政書士等)、市民後見人</li> <li>・<b>親族後見人</b>(本人の親族等を候補者として申し立てすることができます)</li> </ul>
<b>任意後見</b>	<b>本人</b> (委任者)	<b>本人が信頼できる人</b> (親族、専門家)

### 【法定後見人になる資格がない人】

- ・未成年者、破産者、行方のしれない人(親族等)
- ・家庭裁判所で解任された法定代理人、保佐人、補助人(専門家含む)
- ・本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族

### 【任意後見人になる資格がない人】

上記に加えて、

- ・不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

## 成年後見等の登記

登記の種類	本人	後見人	監督人
後見	成年 <b>被</b> 後見人	成年後見人	成年後見 <b>監督人</b>
保佐	<b>被</b> 保佐人	保佐人	保佐 <b>監督人</b>
補助	<b>被</b> 補助人	補助人	補助 <b>監督人</b>
任意後見	任意後見契約の本人	任意後見 <b>受任者</b>	<b>本人</b>
任意後見	任意後見契約の本人	任意後見人	任意後見 <b>監督人</b>

登記の種類、後見人等の代理権限内容、これら全員の氏名、生年月日、住所等の情報と共に**東京法務局**に登記されます。

- ・**成年被後見人**は、印鑑登録が抹消されます
- ・**成年被後見人、被保佐人**は会社役員、公務員、各種国家資格、各種営業許認可の欠格要件となります(役員退任、公務員失職、資格・許認可に基づく営業不可)